必要であり、授業結果を踏まえての作成教材の改訂作業も必要となろう。

3. 新たに導入したアカデミック・アドバイザー制度（若手弁護士による学習支援）の継続および充実のためには、早急なる予算化が望まれる。

4. 前記諸施設、とくに法情報検索室、資料室および自習室の24時間利用ができる環境作りが、学生にとって最も関心の高い問題であり、今後の重要な検討課題である。

5. 授業評価の結果明らかとなった法学的知識・センスの有無を踏まえて、1年生における純粋未修者と法学部出身者との学力別のクラス分けの要否、および2年生（前年度の1年生＋当該年度の2年入学生）のクラス編成時の工夫も次年度以降の重要な検討課題として残っている。

6. 授業改善、教育指導の充実につながるものとして、教員相互間での授業参観のより一層の実施が望まれている。関連して、FDの積極的な取り組みも必要である。

7. 法学研究科博士後期課程との連携（進学）も視野に入れた教育・研究指導の体制作りも検討課題である。

8. 文科省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択された本研究科のプロジェクト「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開－仮想事件を通しての理論・実務の総合的教育プログラムと教材の開発」の推進が、2年目の重要課題である。

10.3.3 教育方法のあり方

【評価項目 6-3-1】 授業形態と授業方法の関係

（必須要素）授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
（必須要素）マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性
（必須要素）「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

＜開設時に設定した目標＞

1. 少人数教育の徹底
2. 基礎演習科目のクラス担当制による密接な個別指導
3. 研究家教員と実務家教員の連携の強化

（現状の説明）

1. 授業方式は、講義、演習、実習のいずれか、またはその組み合わせになる。本研究科においてはそのいずれの方式においても、徹底した少人数教育を実施している。密度の高い授業を展開するため、クラス規模ができるだけ少人数となるよう一つの科目を複数クラス開講している。

2. 具体的には、「法律基本科目群」では、1年生が1クラス35名、2年生が1クラス25名を標準としている。（英米法総論を除く）。また、「実務基礎科目群」においても、たとえば「法情報調査・法文書作成」では10クラスを開講して1クラスが15名以下とし、他の科目もその特性に応じてきわめて少人数での指導を行う。これにより「基本的な実定法につ

いての確実な知識の修得」と「実務教育の導入部分」についての効果的な学習を確保する。「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目群」の諸科目についても同様に、1クラス40名程度の少人数教育を行う。

3. さらに、「特別演習科目群」の1年生配当の「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」は1クラスの上限を9名とし、3年生の「特別演習」ではさらに少人数のクラスとなる。

4. 「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」は必修科目とはしていないが、特に初めて法律学を学習する者にとって、法学の基礎的な知識を学ぶとともに、クラス担任方式によって、担当者が密接な個別指導を行うことを主旨としており、春学期の途中で、既修者についても、担任・副担任制度を導入した。

5. 本研究科では、研究者教員と実務家教員との連携を重要視している。研究者教員が法理論教育を担当し、実務家教員が実務的な科目を担当するという任務分担的な体制をとらず、「理論と実務の融合」という観点から、実務家教員も法理論教育に積極的に関与するという体制をとっている。「法曹養成に特化した教育」という法科大学院の理念を実現するためには、従前の法学教育にしばしば見られた実務的観点の無視・捨象といった現象は、あってはならないからである。そのため、実務家教員の法律基本科目への積極的関与を図っており、講義・演習科目を実務家教員が担当する、あるいは、実務家と研究者が共同担当する、といったことを通じ、カリキュラム委員会や、研修会、研究会の場で教育内容や方法について議論していくことにより、「理論と実務の融合」の確保を目指している。

6. マルチメディアを活用した教育の導入状況については、ロースクールの授業の特殊性から報告できるような著しい成果はない。

7. 遠隔授業はしていない。

（点検・評価の結果）

専門職大学院である法科大学院の設置にあたり、2004年度開設の際、設置趣旨につき充分な議論を経た上で文部科学省に設置申請したものであり、教育方法のあり方については適切であると考えており、現状も順調にすすんでいる。

（改善の具体的方策）

大きな問題もなく教育の成果もあがり円滑にすすんでいる。よりよい教育のあり方を目指すための課題については、引き続き各種委員会において議論し、速やかに解決をはかっていく。

10.3.4 教育成果のあり方

【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定

（必須要素）教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

（選択要素）修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

（選択要素）大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況